６　その他

●　職員の服務の状況

　すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に以下のような業務を課しています。

・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限
・争議行為などの禁止
・営利企業などの従事制限

●　職員の福利厚生の状況

区　分	内　　容
共済組合	○短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付＝老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金給付 ○福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業

●　公平委員会の業務の状況

（１）勤務条件に係る措置の要求の状況
　令和７年度における該当はありませんでした。
（２）不利益処分に関する不服申し立ての状況
　令和７年度における該当はありませんでした。

●　職員の休業の状況

◆　育児休業および部分休業の取得状況（令和７年度）

育児休業	部分休業
３６人	４２人

●　職員の人事評価の状況

　全職員を対象に、毎年度１０月に中間評価、２月に暫定評価、３月に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。